千葉県選挙管理委員会 27.3.23 千選管第 号

※収支報告書は、提出されたものがそのままインターネット上において公表されます。

収支報告書 (平成 26 年分)

※該当する区分に「✓」を付すこと。

政治団体の区分	
☑ 政党の支部	☐ 政党
☐ その他の政治団体（後援会等）	☐ 政治資金団体
☐ その他の政治団体の支部	☐ 政治資金規正法第18条の2第１項の規定による政治団体

(ふりがな) (にほんきょうさんとうちばけんいいんかい)

1 政治団体の名称 日本共産党千葉県委員会

2 主たる事務所の所在地 千葉市中央区新千葉3-16-15

3 代表者の氏名 浮揚 幸裕

4 会計責任者の氏名 松田 義明

活動区域の区分	
☐ ２以上の都道府県の区域等	
☑ 同一の都道府県の区域内	

問合せ先

(担当者) 大西 航

(電話) 043-241-4251

【留意事項】
国会議員関係政治団体については，1万円を超える支出を記載し，コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお，すべての領収書を保管すること。

国会議員関係政治団体の区分
(政治資金規正法第１９条の７第１項)
☐ 第１号に係る国会議員関係政治団体
☐ 第２号に係る国会議員関係政治団体
・公職の候補者の氏名
・公職の種類
(該当する方に○→) (現職 ・ 候補者)
・国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
☐ 1年を通じて適用
☐ 対象年の途中での適用の異動あり
(「異動あり」の場合のみ以下を記入)
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで

資金管理団体の指定の有無
☑ 無
☐ 有
(以下 指定「有」の場合のみ記載)
・公職の種類
(該当する方に○→) (現職 ・ 候補者)
・資金管理団体の届出をした者の氏名
・資金管理団体の指定の期間
☐ 1年を通じて適用
☐ 対象年の途中での適用の異動あり
(「異動あり」の場合のみ以下を記入)
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで

注意
(1) この表紙に記載する内容は、問合せ先の欄を除き、政治団体に関して届出た内容と一致すること。
(2) 記載した内容を訂正する場合は、会計責任者の押印が必要です。
(3) 提出にあたっては、記載されたページのみ提出してください。

(下欄は選挙管理委員会が記載。政治団体は何も記載しないこと)

団体コード	年分	届出年月日	翌年への繰越金
1005406	26	270323	7,093,300

✓
△

収　支　の　状　況

全団体必要

（その２）　注意：収支がない団体にあっても、本表と表（その17）及び表（その20）宣誓書は提出しなければならない。

１．収支の総括表

				千億	百万	千	円
(1) 収入総額（①＋②）	010				391,	370,	545
①（前年からの繰越額）	020				1,	043,	079
②（本年の収入額＝A＋B＋C＋D＋E＋F＋G）	030				390,	327,	466
(2) 支出総額（表(その13-1)の合計額）	040				384,	277,	245
(3) 翌年への繰越額（(1)－(2)）	050				7,	093,	300

※収支がない場合であっても、０１０～０５０の欄にはすべて記入すること。

２．収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

				千億	百万	千	円
金額 A	060				38,	951,	822
員数	070					93,	618人

(2) 寄附

ア 寄附（イを除く。）の区分	行番			金額 千億	百万	千	円	備考
(ｱ) 個人からの寄附	080				45,	058,	329	内訳を表(その7-1)へ記載すること。
〔うち特定寄附〕	090							
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	100							内訳を表(その7-2)へ記載すること。
(ｳ) 政治団体からの寄附	110							内訳を表(その7-3)へ記載すること。
小計（ア）＋（イ）＋（ウ）	120				45,	058,	329	080～110の小計を記載すること。
〔寄附のうち寄附のあっせんによるもの〕	130							内訳を表(その8)へ記載すること。
イ 政党匿名寄附	140							内訳を表(その9)へ記載すること。
合計 B（ア＋イ）	150				45,	058,	329	

※「特定寄附」とは、候補者等が、政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附したものをいう。
※「政党匿名寄附」とは、政党が街頭や講演会等で受けた一件千円以下の寄附をいう。

全団体必要

（その３－１）

（３）機関紙誌の発行その他の事業による収入（政治資金パーティーを除く）

			事業の種類	金額 十億	百万	千	円	備考
			その他催物事業			149,	973	「第４１回赤旗まつり」事業収入
8	0	0	この頁の小計			149,	973	
9	0	0	合計 C			149,	973	

→ この欄には何も記入しないこと。（以下同じ）

注意(1)政治資金パーティーを除く事業収入を記載するもので、例えば、機関紙誌の発行事業であれば「○○紙発行事業」、役員会や各種懇親会の会費収入であれば「○○会会費」、その他の事業にあっては「その他催物事業」と記載すること。
(2)政治資金パーティーについては、本表には記載せず、表(その3-2)へ記載すること。

（その５）

（５）本部又は支部から供与された交付金に係る収入

			交付金を供与した本部又は支部の名称	金額 十億	百万	千	円	年月日	主たる事務所の所在地	備考
			日本共産党中央委員会		20,	766,	054	H26.1.31	東京都渋谷区千駄ヶ谷4-26-7	
			〃		19,	157,	991	H26.2.28	〃	
			〃		19,	546,	179	H26.3.31	〃	
			〃		19,	148,	565	H26.4.30	〃	
			〃		19,	335,	014	H26.5.30	〃	
			〃		19,	527,	774	H26.6.30	〃	
			〃		19,	306,	258	H26.7.31	〃	
			〃		18,	651,	260	H26.8.29	〃	
			〃		19,	134,	555	H26.9.30	〃	
			〃		19,	609,	521	H26.10.31	〃	
			〃		45,	490,	518	H26.11.28	〃	
			〃		20,	126,	755	H26.12.30	〃	
8	0	0	この頁の小計		259,	800,	444			
9	0	0	合計 F							

（その５）

（５）本部又は支部から供与された交付金に係る収入

			交付金を供与した本部又は支部の名称	金額 十億	百万	千	円	年月日	主たる事務所の所在地	備考
			日本共産党千葉県中部地区委員会			819,	708	H26. 1. 31	千葉市花見川区検見川町5-255-１	
			〃			733,	795	H26. 2. 28	〃	
			〃			726,	435	H26. 3. 31	〃	
			〃			756,	592	H26. 4. 30	〃	
			〃			781,	928	H26. 5. 30	〃	
			〃			745,	118	H26. 6. 30	〃	
			〃			781,	370	H26. 7. 31	〃	
			〃			747,	157	H26. 8. 29	〃	
			〃			749,	006	H26. 9. 30	〃	
			〃			723,	631	H26. 10. 31	〃	
			〃			837,	803	H26. 11. 28	〃	
			〃			762,	577	H26. 12. 30	〃	
8	0	0	この頁の小計			9,	165, 120	✓		
9	0	0	合計 F							

（その５）

（５）本部又は支部から供与された交付金に係る収入

			交付金を供与した本部又は支部の名称	金額 十億	百万	千	円	年月日	主たる事務所の所在地	備考
			日本共産党千葉県西部地区委員会			604,	716	H26. 1. 31	船橋市二和東6-41-20	
			〃			533,	315	H26. 2. 28	〃	
			〃			512,	549	H26. 3. 31	〃	
			〃			522,	082	H26. 4. 30	〃	
			〃			524,	424	H26. 5. 30	〃	
			〃			513,	759	H26. 6. 30	〃	
			〃			602,	014	H26. 7. 31	〃	
			〃			524,	162	H26. 8. 29	〃	
			〃			557,	044	H26. 9. 30	〃	
			〃			534,	844	H26. 10. 31	〃	
			〃			633,	455	H26. 11. 28	〃	
			〃			531,	589	H26. 12. 30	〃	
8	0	0	この頁の小計			6, 593,	953			
9	0	0	合計 F							

（その５）

（５）本部又は支部から供与された交付金に係る収入

			交付金を供与した本部又は支部の名称	金額 十億	百万	千	円	年月日	主たる事務所の所在地	備考
			日本共産党千葉県市川・浦安地区委員会			295,	613	H26. 1. 31	市川市八幡2-8-2	
			〃			236,	263	H26. 2. 28	〃	
			〃			247,	188	H26. 3. 31	〃	
			〃			232,	238	H26. 4. 30	〃	
			〃			245,	378	H26. 5. 30	〃	
			〃			244,	813	H26. 6. 30	〃	
			〃			265,	725	H26. 7. 31	〃	
			〃			250,	213	H26. 8. 29	〃	
			〃			224,	980	H26. 9. 30	〃	
			〃			249,	750	H26. 10. 31	〃	
			〃			306,	930	H26. 11. 28	〃	
			〃			256,	330	H26. 12. 30	〃	
8	0	0	この頁の小計			3, 055,	421			
9	0	0	合計 F							

（その５）

（５）本部又は支部から供与された交付金に係る収入

			交付金を供与した本部又は支部の名称	金額 十億	百万	千	円	年月日	主たる事務所の所在地	備考
			日本共産党千葉県松戸・鎌ヶ谷地区委員会			401,	916	H26. 1. 31	松戸市千駄堀1810-2	
			〃			435,	035	H26. 2. 28	〃	
			〃			380,	481	H26. 3. 31	〃	
			〃			331,	418	H26. 4. 30	〃	
			〃			398,	638	H26. 5. 30	〃	
			〃			351,	084	H26. 6. 30	〃	
			〃			427,	082	H26. 7. 31	〃	
			〃			347,	974	H26. 8. 29	〃	
			〃			331,	282	H26. 9. 30	〃	
			〃			326,	879	H26. 10. 31	〃	
			〃			316,	944	H26. 11. 28	〃	
			〃			494,	699	H26. 12. 30	〃	
8	0	0	この頁の小計			4, 543,	432			
9	0	0	合計 F							

（その５）

（５）本部又は支部から供与された交付金に係る収入

			交付金を供与した本部又は支部の名称	金額 十億	百万	千	円	年月日	主たる事務所の所在地	備考
			日本共産党千葉県東葛地区委員会			640,	538	H26. 1. 31	柏市増尾台1-2-16	
			〃			431,	515	H26. 2. 28	〃	
			〃			513,	830	H26. 3. 31	〃	
			〃			486,	971	H26. 4. 30	〃	
			〃			479,	405	H26. 5. 30	〃	
			〃			434,	620	H26. 6. 30	〃	
			〃			488,	900	H26. 7. 31	〃	
			〃			408,	980	H26. 8. 29	〃	
			〃			440,	389	H26. 9. 30	〃	
			〃			402,	964	H26. 10. 31	〃	
			〃			458,	515	H26. 11. 28	〃	
			〃			670,	487	H26. 12. 30	〃	
8	0	0	この頁の小計			5, 857,	114	✓		
9	0	0	合計 F							

（その５）

（５）本部又は支部から供与された交付金に係る収入

			交付金を供与した本部又は支部の名称	金額 十億	百万	千	円	年月日	主たる事務所の所在地	備考
			日本共産党千葉県印旛地区委員会			196,	688	H26. 1. 31	佐倉市鏑木町487-5	
			〃			226,	221	H26. 2. 28	〃	
			〃			199,	236	H26. 3. 31	〃	
			〃			175,	431	H26. 4. 30	〃	
			〃			202,	772	H26. 5. 30	〃	
			〃			206,	729	H26. 6. 30	〃	
			〃			212,	838	H26. 7. 31	〃	
			〃			182,	866	H26. 8. 29	〃	
			〃			157,	563	H26. 9. 30	〃	
			〃			199,	167	H26. 10. 31	〃	
			〃			206,	314	H26. 11. 28	〃	
			〃			169,	300	H26. 12. 30	〃	
8	0	0	この頁の小計			2, 335,	125			
9	0	0	合計 F							

（その５）

（５）本部又は支部から供与された交付金に係る収入

			交付金を供与した本部又は支部の名称	金額 十億	百万	千	円	年月日	主たる事務所の所在地	備考
			日本共産党千葉県北部地区委員会			163,	920	H26. 1. 31	旭市口1404-1	
			〃			119,	226	H26. 2. 28	〃	
			〃			117,	683	H26. 3. 31	〃	
			〃			107,	334	H26. 4. 30	〃	
			〃			109,	771	H26. 5. 30	〃	
			〃			106,	505	H26. 6. 30	〃	
			〃			131,	376	H26. 7. 31	〃	
			〃			111,	415	H26. 8. 29	〃	
			〃			114,	026	H26. 9. 30	〃	
			〃			98,	486	H26. 10. 31	〃	
			〃			160,	530	H26. 11. 28	〃	
			〃			130,	001	H26. 12. 30	〃	
8	0	0	この頁の小計			1, 470,	273			
9	0	0	合計 F							

（その５）

（５）本部又は支部から供与された交付金に係る収入

			交付金を供与した本部又は支部の名称	金額 十億	百万	千	円	年月日	主たる事務所の所在地	備考
			日本共産党千葉県東部地区委員会			290,	175	H26.1.31	茂原市高師571-6	
			〃			258,	964	H26.2.28	〃	
			〃			234,	373	H26.3.31	〃	
			〃			204,	741	H26.4.30	〃	
			〃			312,	294	H26.5.30	〃	
			〃			215,	095	H26.6.30	〃	
			〃			279,	300	H26.7.31	〃	
			〃			230,	357	H26.8.29	〃	
			〃			267,	840	H26.9.30	〃	
			〃			202,	818	H26.10.31	〃	
			〃			302,	013	H26.11.28	〃	
			〃			216,	814	H26.12.30	〃	
8	0	0	この頁の小計			3,	014, 784			
9	0	0	合計 F							

（その５）

（５）本部又は支部から供与された交付金に係る収入

			交付金を供与した本部又は支部の名称	金額（十億 百万 千 円）	年月日	主たる事務所の所在地	備考
			日本共産党千葉県南部地区委員会	212,841	H26.1.31	木更津市新宿12-9	
			〃	186,641	H26.2.28	〃	
			〃	152,641	H26.3.31	〃	
			〃	152,716	H26.4.30	〃	
			〃	173,203	H26.5.30	〃	
			〃	169,961	H26.6.30	〃	
			〃	200,566	H26.7.31	〃	
			〃	185,380	H26.8.29	〃	
			〃	168,981	H26.9.30	〃	
			〃	148,913	H26.10.31	〃	
			〃	210,091	H26.11.28	〃	
			〃	217,091	H26.12.30	〃	
8	0	0	この頁の小計	2,179,025			
9	0	0	合計 F	298,014,691			

（その６）

（６）その他の収入

	摘要	金額	収入年月日	備考
		十億 百万 千 円		
	政務調査費受託金	711,261	H26.1.31	日本共産党千葉県議団 千葉市中央区市場町1番1号
	〃	711,261	H26.2.28	〃
	〃	711,261	H26.3.31	〃
	〃	711,771	H26.4.30	〃
	〃	711,771	H26.5.30	〃
	〃	711,771	H26.6.30	〃
	〃	577,386	H26.7.31	〃
	〃	1,139,562	H26.8.29	〃
	〃	393,763	H26.9.30	〃
	〃	394,329	H26.10.31	〃
	〃	394,329	H26.11.28	〃
	〃	913,581	H26.12.26	〃
800	この頁の小計	8,082,046		
810	１件10万円未満のもの	70,605		→※10万円未満のその他の収入については、合算してこの欄に記載すること。
900	合計 G	8,152,651		

注意．預金利子や貸付返戻金などについて記載するもので、「摘要」欄にはその区分を記載すること。
ただし、１件10万円未満の収入については、「１件１０万円未満のもの」欄に合算して記載するだけでよい。

（その７－１）　個　人

（７）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額				年月日	住所	職業	備考
				十億	百万	千	円				
			小松　実		2	700	000	✓	千葉市花見川区西小中台5-14-202	県議会議員	
						500	000	H26.4.25			
					1	200	000	H26.6.25			
					1	000	000	H26.11.25			
			丸山　慎一		2	700	000	✓	船橋市本町7-21-6-709	県議会議員	
						500	000	H26.4.25			
					1	200	000	H26.6.25			
					1	000	000	H26.11.25			
			加藤　英雄		2	700	000	✓	柏市豊四季台2-1-42-204	県議会議員	
						500	000	H26.4.25			
					1	200	000	H26.6.25			
					1	000	000	H26.11.25			
8	0	0	この頁の小計		8	100	000	✓			
8	1	0	その他の寄附					→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（７）寄附の内訳（個人）					寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額	年月日	住所	職業	備考
			岡田　幸子	2,700,000		市川市八幡1-18-16	県議会議員	
				500,000	H26.4.25			
				1,200,000	H26.6.25			
				1,000,000	H26.11.25			
			秋元　稔	45,800		千葉市若葉区若松町2270	団体職員	
				23,800	H26.7.29			
				22,000	H26.12.25			
			雨宮　正子	20,000		船橋市習志野台3-11-1-201	無職	
				10,000	H26.7.25			
				10,000	H26.12.24			
8	0	0	この頁の小計	2,765,800				
8	1	0	その他の寄附		→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計		→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）					寄附者の区分	個人	
	寄附者の氏名	金額	年月日	住所	職業	備考	
	飯塚　三夫	44,000	〃	成田市玉造4-12-1	会社員		
		10,000	H26.3.4				
		10,000	H26.7.28				
		14,000	H26.9.22				
		10,000	H26.11.12				
	入山　哲也	40,000	〃	東京都江東区枝川3-1-17　グランシティ東京イーストⅢ-505	会社員		
		20,000	H26.8.5				
		20,000	H26.12.15				
	宇田川　彰	40,000	〃	東京都小平市大沼町2-695-16	会社員		
		20,000	H26.8.5				
		20,000	H26.12.15				
800	この頁の小計	124,000	〃				
810	その他の寄附			→ ※ 下記注意(1)参照。			
900	合計			→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）						寄附者の区分	個人	
			寄附者の氏名	金額	年月日	住所	職業	備考
			大槻　厚志	150,000	✓	船橋市西習志野3-20-4	弁護士	
				50,000	H26.8.12			
				100,000	H26.12.17			
			大西　航	91,700	✓	市川市大野町2-107-2-101	政党職員	
				37,800	H26.5.25			
				53,900	H26.12.25			
			岡田　朝志	288,000	✓	四街道市大日487-2	医師	
				100,000	H26.7.31			
				188,000	H26.12.26			
			越智　英雄	12,000	-	茂原市千沢435-7	無職	
				2,000	H26.7.1			
				10,000	H26.11.24			
8	0	0	この頁の小計	541,700	✓			
8	1	0	その他の寄附		→	※ 下記注意(1)参照。		
9	0	0	合計		→	※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に（特）と記載すること。

（その７－１）　　個　　人

（7）寄附の内訳（個人）					寄附者の区分	個人	
	寄附者の氏名	金額	年月日	住所	職業	備考	
	金子　泰夫	65,800	✓	四街道市大日470-16	無職		
		13,400	H26.6.27				
		20,000	H26.11.21				
		32,400	H26.12.17				
	木幡　充	36,200	✓	千葉市美浜区幸町2-16-7-101	政党職員		
		19,800	H26.7.30				
		16,400	H26.12.22				
	久保　孝義	40,000	✓	東京都練馬区西大泉5-21-31	会社員		
		20,000	H26.8.5				
		20,000	H26.12.15				
800	この頁の小計	142,000	✓				
810	その他の寄附			→ ※ 下記注意(1)参照。			
900	合計			→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　　個　　人

（７）寄　附　の　内　訳　（個　人）					寄　附　者　の　区　分	個　　人	
	寄附者の氏名	金　　額	年月日	住　　所		職　業	備　　考
	小柴　玲子	20,000	〃	千葉市稲毛区小仲台7-3-1　ルネ稲毛フォレスタ棟918号		無職	
		10,000	H26.7.11				
		10,000	H26.10.20				
	小松　敦	95,800	〃	浦安市入船3-3-2		政党職員	
		46,900	H26.8.4				
		48,900	H26.12.25				
	酒井　健一	700,000	〃	千葉市中央区松波2-3-14		無職	
		200,000	H26.8.7				
		500,000	H26.11.26				
	酒井　洋子	600,000	〃	千葉市中央区松波2-3-14		無職	
		500,000	H26.11.13				
		100,000	H26.12.10				
800	この頁の小計	1,415,800	〃				
810	その他の寄附			→ ※ 下記注意(1)参照。			
900	合　　計			→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に（特）と記載すること。

（その７－１）　　個　　人

（7）寄　附　の　内　訳　（個　人）					寄　附　者　の　区　分	個　　人	
	寄附者の氏名	金　　額	年月日	住　　所	職　業	備　　考	
	四野見　正敏	19,200	✓	千葉市花見川区幕張町4-1814-1-312	会社員		
		8,200	H26.8.6				
		11,000	H26.12.24				
	鈴木　貞男	31,000	✓	習志野市屋敷4-3-1-723	無職		
		13,000	H26.7.31				
		18,000	H26.11.24				
	鈴木　ひとみ	176,000	✓	千葉市美浜区真砂3-13-6-919	会社員		
		40,000	H26.7.31				
		136,000	H26.12.26				
	鈴木　正彦	36,000	✓	柏市藤心3-4-23	無職		
		10,000	H26.6.25				
		26,000	H26.11.26				
800	この頁の小計	262,200	✓				
810	その他の寄附		→	※ 下記注意(1)参照。			
900	合　　計		→	※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）					寄附者の区分	個人	
	寄附者の氏名	金額	年月日	住所	職業	備考	
	曽我　浩	300,000		千葉市稲毛区小中台町1288-6	自営業		
		100,000	H26.7.3				
		100,000	H26.12.3				
		100,000	H26.12.29				
	高石　正二	60,200		佐倉市長熊392	無職		
		10,000	H26.9.25				
		50,200	H26.12.28				
	高橋　貞夫	26,000		船橋市芝山2-5-5-508	無職		
		14,000	H26.8.18				
		12,000	H26.12.28				
800	この頁の小計	386,200					
810	その他の寄附			→ ※ 下記注意(1)参照。			
900	合計			→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　　個　　人

（7）寄附の内訳（個人）						寄附者の区分	個人	
			寄附者の氏名	金額	年月日	住所	職業	備考
			田村　秀樹	30,000	／	東京都葛飾区堀切7-23-11	団体職員	
				10,000	H26.7.25			
				20,000	H26.12.13			
			中丸　素明	60,000	／	千葉市緑区鎌取町273-182	弁護士	
				30,000	H26.8.4			
				30,000	H26.12.9			
			中村　日出丸	81,500	／	千葉市若葉区みつわ台2-47-3-104	無職	
				38,000	H26.8.18			
				43,500	H26.12.27			
			根本　常男	58,000	／	松戸市串崎南町132	税理士	
				8,000	H26.4.4			
				50,000	H26.12.2			
8	0	0	この頁の小計	229,500	／			
8	1	0	その他の寄附		→	※ 下記注意(1)参照。		
9	0	0	合計		→	※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　　個　　人

（7）寄　附　の　内　訳　（個　人）						寄　附　者　の　区　分	個　　人	
			寄附者の氏名	金　　額	年月日	住　　所	職　業	備　考
			平形　慎吾	27,000		船橋市丸山1-32-5	無職	
				16,200	H26.8.29			
				10,800	H26.12.22			
			広瀬　清	40,000		松戸市高塚新田631-85	団体職員	
				26,000	H26.8.5			
				14,000	H26.11.5			
			古田　玲子	288,000		松戸市緑ヶ丘2-240	団体役員	
				80,000	H26.5.20			
				50,000	H26.6.19			
				60,000	H26.10.3			
				98,000	H26.12.22			
8	0	0	この頁の小計	355,000				
8	1	0	その他の寄附					
9	0	0	合　　計					

→ ※　下記注意（1）参照。

→ ※　数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意（1）年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
（2）同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
（3）候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に（特）と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）						寄附者の区分	個人	
			寄附者の氏名	金額	年月日	住所	職業	備考
			古林　昭七	83,400	✓	柏市東柏1-18-9	無職	
				21,400	H26.3.1			
				62,000	H26.12.28			
			益子　理	40,000	✓	埼玉県和光市新倉3-1-60　レーベンハイム和光ヒルズ206	会社員	
				20,000	H26.8.5			
				20,000	H26.12.15			
			結城　久輔	277,800	✓	千葉市美浜区高洲2-6-6-105	無職	
				163,800	H26.7.28			
				114,000	H26.12.18			
			横山　幹雄	15,000	✓	松戸市大橋358-6	会社員	
				5,000	H26.8.6			
				10,000	H26.12.24			
8	0	0	この頁の小計	416,200	✓			
8	1	0	その他の寄附		→	※ 下記注意(1)参照。		
9	0	0	合計		→	※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　　個　　人

（7）寄附の内訳（個人）					寄附者の区分	個人	
	寄附者の氏名	金額	年月日	住所	職業	備考	
	吉元　伸	100,000		船橋市前原西2-32-5	税理士		
		50,000	H26.8.2				
		50,000	H26.12.26				
	丹下　敬二	33,800		東金市東金245-7	無職		
		10,000	H26.6.13				
		10,000	H26.11.26				
		13,800	H26.12.27				
	冨田　登喜子	24,800		白井市谷田893	無職		
		12,800	H26.7.29				
		12,000	H26.12.17				
800	この頁の小計	158,600					
810	その他の寄附			→ ※ 下記注意(1)参照。			
900	合計			→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に（特）と記載すること。

（その７－１）　　個　　人

（7）寄附の内訳（個人）					寄附者の区分	個人	
	寄附者の氏名	金額	年月日	住所	職業	備考	
	浮揚　幸裕	600,000		船橋市夏見2-5-6-402	政党役員		
		50,000	H26.7.18				
		500,000	H26.9.16				
		50,000	H26.12.15				
	平嶋　善次	103,000		千葉市中央区神明町1-25	無職		
		72,000	H26.8.22				
		31,000	H26.11.24				
	本原　康雄	89,300		印西市小倉台4-1-3-401	団体職員		
		54,250	H26.8.5				
		35,050	H26.11.5				
800	この頁の小計	792,300					
810	その他の寄附			→ ※ 下記注意(1)参照。			
900	合計			→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）						寄附者の区分	個人	
			寄附者の氏名	金額	年月日	住所	職業	備考
			小笠原　覺	3,000	H26.3.24	埼玉県さいたま市見沼区春岡3-37-6	無職	
			大前　健二	20,000	H26.8.5	埼玉県三郷市三郷1-18-34	会社員	
			佐藤　良治	5,000	H26.7.31	松戸市西馬橋5-33	自営業	
			細山　公子	50,000	H26.8.6	船橋市飯山満町3-1519-1-601	医師	
			田中　恭二	50,000	H26.11.30	船橋市小室町3307　ユニーブル船橋小室406	団体役員	
			松山　力	30,000	H26.12.2	船橋市習志野1-7-21	無職	
			藤巻　宏三	23,000	H26.11.26	柏市藤心2-16-10	無職	
			石垣　照夫	60,000	H26.11.26	千葉市緑区越智町1701-93	無職	
			後藤　裕造	50,000	H26.12.10	佐倉市鏑木町2-9-16	弁護士	
			林　智子	5,000	H26.11.20	船橋市高根台3-5-16	無職	
			林　治夫	10,000	H26.11.20	船橋市高根台3-5-16	無職	
			田川　哲夫	10,000	H26.11.21	千葉市緑区あすみが丘4-4-13	無職	
			居関　和代	10,000	H26.11.25	船橋市三山2-16-9	無職	
			宮本　信乃	6,000	H26.11.25	市川市市川南1-1-1　ザ　タワーズイースト3107	無職	
			追分　喜秀	10,000	H26.11.25	船橋市東船橋7-5-15	無職	
8	0	0	この頁の小計	342,000				
8	1	0	その他の寄附		→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計		→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に（特）と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）					寄附者の区分	個人	
	寄附者の氏名	金額	年月日	住所	職業	備考	
	野村　武人	20,000	H26.11.26	君津市中野3-3-18	無職		
	大谷　貞夫	50,000	H26.11.27	千葉市花見川区宮野木台1-5-55	無職		
	中村　博	10,000	H26.11.28	八千代市八千代台西7-8	無職		
	服部　利光	20,000	H26.12.1	いすみ市大原849-5	無職		
	村上　篤令	2,000	H26.12.1	市川市市川2-18-3	無職		
	下野　千晴	10,000	H26.12.1	成田市中台2-32-9	無職		
	村上　幸成	10,000	H26.12.9	南房総市上堀997-1	自営業		
	大山　早百合	10,000	H26.12.3	成田市公津の杜4-6-7　B809	無職		
	鈴木　敬教	3,000	H26.12.2	柏市松葉町7-2-4	無職		
	鶴田　明男	20,000	H26.11.27	市原市辰巳台東1-7-1　パーク辰巳台D-17	無職		
	鈴木　三郎	20,000	H26.11.28	柏市豊四季135-45	無職		
	坂巻　繁男	10,000	H26.12.1	野田市清水711-2	無職		
	吉田　宣洋	50,000	H26.11.25	船橋市三山9-43-8	無職		
	中小路　純	5,020	H26.11.26	成田市寺台69-1	無職		
	飯塚　榮司	500,000	H26.12.5	千葉市中央区院内2-10-6	団体職員		
800	この頁の小計	740,020					
810	その他の寄附						
900	合計						

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）					寄附者の区分	個人	
	寄附者の氏名	金額	年月日	住所	職業	備考	
	小倉　毅	22,000	H26.12.1	栄町酒直604	農業		
	森吉　秀樹	42,000	H26.12.1	印旛郡酒々井町中央台3-1-8-502	団体職員		
	大木　伝一郎	16,000	H26.12.1	匝瑳市春海563-2	農業		
	越川　洋一	10,000	H26.12.1	山武郡横芝光町上原158	農業		
	小島　朋子	9,000	H26.12.1	八街市八街に53-219	団体職員		
	宿利　秀海	20,000	H26.12.15	東京都稲城市平尾1-31-1	会社員		
	伊藤　清	200,000	H26.12.10	千葉市若葉区貝塚1208	税理士		
	尾畑　晃範	10,000	H26.11.25	千葉市花見川区幕張町5-417-16-3-507	無職		
	和久　節子	50,000	H26.12.1	いすみ市沢部84	無職		
	花井　透	60,000	H26.12.31	千葉市美浜区幸町1-11-1-203	医師		
	浅倉　義夫	5,000	H26.12.3	市原市瀬又943-28	アルバイト		
	逸見　眞一	35,400	H26.12.28	船橋市松が丘4-52-5	会社員		
	守川　幸男	50,400	H26.12.28	市原市光風台1-331	弁護士		
	白井　幸男	68,400	H26.12.28	船橋市本町1-13-10-701	弁護士		
	藤野　善夫	62,400	H26.12.28	千葉市若葉区都賀の台4-25-5	弁護士		
800	この頁の小計	660,600					
810	その他の寄附						
900	合計						

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）						寄附者の区分	個人	
			寄附者の氏名	金額	年月日	住所	職業	備考
			加治　和一	16,800	H26.12.19	市原市椎の木台1-30-9	無職	
			佐藤　良太	13,000	H26.12.24	佐倉市上志津1816-2　レクセルプラザ志津801号	団体職員	
			似里　敬之	20,600	H26.12.24	市原市惣社1-12-201	団体職員	
			杉浦　裕子	13,810	H26.12.24	千葉市美浜区真砂5-16-5-516	団体職員	
			柴野　信子	5,000	H26.12.24	千葉市中央区南生実町1307-53	団体職員	
			秋元　司	7,000	H26.12.24	千葉市若葉区桜木3-23-19	団体職員	
			田中　はるみ	16,000	H26.12.24	市川市中山4-11-5	団体職員	
			児玉　亮佑	5,500	H26.12.24	船橋市八木が谷2-20-2	団体職員	
			中村　ひろ子	12,060	H26.12.24	千葉市花見川区検見川3-432	団体職員	
			浦　卓夫	23,200	H26.12.25	八千代市村上南5-8-6　レクセルグランデ勝田台303号	無職	
			鎌田　畊一	16,000	H26.12.22	市原市若宮1-5-9	無職	
			谷ヶ崎　温	34,700	H26.12.20	富里市日吉台3-7-1	無職	
			馬場 信韶	32,400	H26.9.8	習志野市実籾町5-20-5	無職	
			古瀬　健	10,000	H26.12.22	千葉市稲毛区小中台町365-123	無職	
			小林　洋二	100,000	H26.11.25	茂原市真名1662	無職	
8	0	0	この頁の小計	326,070				
8	1	0	その他の寄附			→ ※ 下記注意(1)参照。		
9	0	0	合計			→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）					寄附者の区分	個人	
	寄附者の氏名	金額	年月日	住所	職業	備考	
	前田　浩	16,300	H26.12.28	東金市宿618-4	政党職員		
	西沢　昭裕	8,600	H26.6.27	市原市郡山2-235	無職		
	竹ノ内　寛子	19,000	H26.12.28	船橋市若松2-4-2-202	政党職員		
	吉田　隆寛	37,400	H26.12.25	千葉市中央区都町2-2-20-201	政党職員		
	高柳　宝子	8,300	H26.12.6	東京都江戸川区北小岩8-27-17　リバーサイドビレッジ105	政党職員		
	松田　義明	373,584	H26.12.28	千葉市稲毛区園生町449-1-3-308	政党職員		
	仁木　利則	200,000	H26.12.20	船橋市金杉台1-2-3-204	政党職員		
	山崎　温之	7,000	H26.12.31	千葉市稲毛区天台3-14-2	政党職員		
	酒井　史子	19,250	H26.12.27	市川市大洲3-20-7	政党職員		
	中嶋　誠	80,000	H26.12.30	千葉市花見川区柏井町1533-32	政党職員		
	平井　一隆	300,000	H26.12.29	大網白里市大網773-8	政党職員		
	武石　英紀	174,410	H26.12.31	野田市吉春881-2	政党職員		
	川副　邦明	200,000	H26.12.29	千葉市花見川区朝日ヶ丘3261にれの木台2-7-302	政党職員		
	石塚　俊彦	79,000	H26.12.26	千葉市稲毛区緑町1-16-20	会社員		
	渡辺　卓	81,000	H26.12.26	千葉市花見川区幕張町2-1010-49	会社員		
800	この頁の小計	1,603,844					
810	その他の寄附			→ ※ 下記注意(1)参照。			
900	合計			→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に（特）と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）					寄附者の区分	個人	
	寄附者の氏名	金額	年月日	住所	職業	備考	
	加藤　久美	81,100	H26.12.26	千葉市花見川区朝日ヶ丘2-3-8-501	会社員		
	松田　恵子	81,000	H26.12.26	千葉市稲毛区園生町449-1-3-308	看護師		
	永井　出	79,500	H26.12.27	四街道市さつきヶ丘11-8	団体職員		
	中村　敏夫	20,000	H26.7.31	千葉市花見川区検見川町3-316-26	無職		
	菅原　功二	303,300	H26.12.25	千葉市美浜区高浜5-10-4	政党職員		
800	この頁の小計	564,900					
810	その他の寄附	25,131,595					
900	合計	45,058,329					

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

(その13-1)

3．支出項目別金額の内訳

（1）支出の総括表

項目				金額 十億	百万	千	円	備考
1 経常経費								
(1) 人件費	0	1	0		62,	496,	955	
(2) 光熱水費	0	2	0		1,	849,	887	
(3) 備品・消耗品費	0	3	0		4,	296,	811	
(4) 事務所費	0	4	0		18,	283,	179	
小計 ((1)～(4))	8	0	0		86,	926,	832	✓
2 政治活動費				十億	百万	千	円	
(1) 組織活動費	0	5	0		3,	425,	476	✓
(2) 選挙関係費	0	6	0		39,	000,	000	✓
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費※	0	7	0		11,	985,	506	←
（内訳） ア 機関紙誌の発行事業費	0	8	0				0	
（内訳） イ 宣伝事業費	0	9	0		11,	985,	506	✓
（内訳） ウ 政治資金パーティー開催事業費	1	0	0				0	
（内訳） エ その他の事業費	1	1	0				0	
(4) 調査研究費	1	2	0			595,	434	✓
(5) 寄附・交付金	1	3	0		242,	343,	997	✓
(6) その他の経費	1	4	0				0	
小計 ((1)～(6))	8	0	1		297,	350,	413	うち本部・支部間の交付金 242,343,997 円
合計	9	0	0		384,	277,	245	←(800)行と(801)行の合計を記載すること。 ✓

※(080)行から(110)行の合計を、(070)行に記載すること

本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出がある場合は、（その16）を添付すること。

注意　支出が存在する場合は、下表に従い必要書類を添付すること(詳細は表(その 14)、(その 15-1)及び(その 15-2)の注意書きを参照。

団体区分	個別に記載する金額	経常経費内訳書(その 14)	政治活動費内訳書(その 15-1)	政治活動費内訳書(その 15-2)
国会議員関係政治団体	1件1万円を超える支出 「コピー機により複写した領収書の写し」が必要	必要	必要	政治資金パーティーを開催した場合に必要
上記以外の政治団体(政党・資金管理団体・後援会等)	1件5万円以上の支出 「コピー機により複写した領収書の写し」が必要	不要 ※資金管理団体は必要		

（その15-1）

↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（２）　政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） (1) 組織活動費　5．その他の事業費 2．選挙関係費　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　7．寄附・交付金 4．宣伝事業費　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （　組織対策費　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
寄附（支度金）			150,	000	H26.11.19	吉田　直義	千葉市稲毛区あやめ台1-3-304	
〃			150,	000	H26.11.19	小松　実	千葉市花見川区瑞穂2-1-1ガーデンプラザ新検見川21-205	
〃			150,	000	H26.11.19	椛澤　洋平	千葉市緑区鎌取町67-42	
〃			150,	000	H26.11.19	斉藤　和子	船橋市高根台7-14-4-1	
〃			150,	000	H26.11.19	浅野　史子	市川市大洲3-20-7	
〃			150,	000	H26.11.19	三輪　由美	松戸市八ヶ崎2-13-5　サンフォーレ松戸701	
〃			150,	000	H26.11.19	渡部　隆夫	松戸市仲井町3-65	
〃			150,	000	H26.11.19	小野里　定良	我孫子市白山1-6-9-302	
〃			150,	000	H26.11.19	鴨志田　安代	富津市亀田348-34	
〃			150,	000	H26.11.19	笠原　正実	銚子市笠上町6017	
〃			150,	000	H26.11.19	椎名　史明	茂原市八幡原404-1	
〃			150,	000	H26.11.19	米本　展久	袖ヶ浦市今井2-24-2	
〃			150,	000	H26.11.19	中川　勝敏	白井市堀込1-5-3-11	
この頁の小計		1,	950,	000				
その他の支出								
合計								

※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表（その15-2）へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

（２） 政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） (1) 組織活動費 2．選挙関係費 3．機関紙誌の発行事業費 4．宣伝事業費 5．その他の事業費 6．調査研究費 7．寄附・交付金 8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （　組織対策費　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
会費	90,000	H26.4.26	原水爆禁止千葉県協議会	千葉市中央区院内2-1-1　千内ビル203	
〃	180,000	H26.10.9	原水爆禁止千葉県協議会	千葉市中央区院内2-1-1　千内ビル203	
この頁の小計	270,000				
その他の支出	1,205,476				
合計	3,425,476				

※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

（２） 政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1．組織活動費　5．その他の事業費 ②　選挙関係費　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　7．寄附・交付金 4．宣伝事業費　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （　選挙対策費　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
供託金（千葉県第1区）	3,000,000	H26.11.26	千葉地方法務局	千葉市中央区中央港1丁目11番3号	
供託金（千葉県第2区）	3,000,000	H26.11.26	千葉地方法務局	千葉市中央区中央港1丁目11番3号	
供託金（千葉県第3区）	3,000,000	H26.11.26	千葉地方法務局	千葉市中央区中央港1丁目11番3号	
供託金（千葉県第4区）	3,000,000	H26.11.26	千葉地方法務局	千葉市中央区中央港1丁目11番3号	
供託金（千葉県第5区）	3,000,000	H26.11.26	千葉地方法務局	千葉市中央区中央港1丁目11番3号	
供託金（千葉県第6区）	3,000,000	H26.11.26	千葉地方法務局	千葉市中央区中央港1丁目11番3号	
供託金（千葉県第7区）	3,000,000	H26.11.26	千葉地方法務局	千葉市中央区中央港1丁目11番3号	
供託金（千葉県第8区）	3,000,000	H26.11.26	千葉地方法務局	千葉市中央区中央港1丁目11番3号	
供託金（千葉県第9区）	3,000,000	H26.11.26	千葉地方法務局	千葉市中央区中央港1丁目11番3号	
供託金（千葉県第10区）	3,000,000	H26.11.26	千葉地方法務局	千葉市中央区中央港1丁目11番3号	
供託金（千葉県第11区）	3,000,000	H26.11.26	千葉地方法務局	千葉市中央区中央港1丁目11番3号	
供託金（千葉県第12区）	3,000,000	H26.11.26	千葉地方法務局	千葉市中央区中央港1丁目11番3号	
供託金（千葉県第13区）	3,000,000	H26.11.26	千葉地方法務局	千葉市中央区中央港1丁目11番3号	
この頁の小計	39,000,000				
その他の支出	0				
合計	39,000,000				

※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

（2） 政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1．組織活動費　5．その他の事業費 2．選挙関係費　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　7．寄附・交付金 ④ 宣伝事業費　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （宣伝用自動車の維持費）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
自動車の整備・修理代	144,430	H26.11.27	株式会社フジオート	千葉市稲毛区作草部町1308-4	
この頁の小計	144,430				
その他の支出					
合計					

→※ １件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2) ①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

（２） 政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1．組織活動費　5．その他の事業費 2．選挙関係費　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　7．寄附・交付金 ④ 宣伝事業費　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （ ビラ等作成費 ）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
印刷代	992,985	H26.2.6	株式会社きかんし	東京都江東区辰巳2-8-21	
〃	114,453	H26.11.27	株式会社きかんし	東京都江東区辰巳2-8-21	
〃	1,000,000	H26.12.30	株式会社きかんし	東京都江東区辰巳2-8-21	
印刷代	979,830	H26.5.30	有限会社裕和印刷	東京都板橋区中丸町29-8	
〃	414,288	H26.7.29	有限会社裕和印刷	東京都板橋区中丸町29-8	
〃	434,160	H26.9.29	有限会社裕和印刷	東京都板橋区中丸町29-8	
〃	74,250	H26.10.30	有限会社裕和印刷	東京都板橋区中丸町29-8	
〃	466,020	H26.11.27	有限会社裕和印刷	東京都板橋区中丸町29-8	
〃	1,114,020	H26.12.17	有限会社裕和印刷	東京都板橋区中丸町29-8	
〃	889,380	H26.12.30	有限会社裕和印刷	東京都板橋区中丸町29-8	
この頁の小計	6,479,386				
その他の支出					
合計					

※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

（２） 政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1．組織活動費　5．その他の事業費 2．選挙関係費　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　7．寄附・交付金 ④ 宣伝事業費　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （ ビラ等作成費 ）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
印刷代	65,880	H26.11.27	有限会社草の実工房すずき印刷	習志野市習志野台8-30-11	
印刷代	691,416	H26.11.27	あかつき印刷株式会社	東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-2	
この頁の小計	757,296				
その他の支出	4,604,394				
合計	11,985,506				

※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

（２） 政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） １．組織活動費　５．その他の事業費 ２．選挙関係費　⑥ 調査研究費 ３．機関紙誌の発行事業費　７．寄附・交付金 ４．宣伝事業費　８．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （　書籍購入費　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
この頁の小計	0				
その他の支出	595,434				
合計	595,434				

→※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

（２） 政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1．組織活動費　5．その他の事業費 2．選挙関係費　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　(7) 寄附・交付金 4．宣伝事業費　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （　納付金　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
	十億 百万 千 円				
納付金	4,014,111	H26.1.31	日本共産党中央委員会	東京都渋谷区千駄ヶ谷4-26-7	
〃	3,572,111	H26.2.28	〃	〃	
〃	3,513,972	H26.3.31	〃	〃	
〃	3,367,717	H26.4.30	〃	〃	
〃	3,624,021	H26.5.30	〃	〃	
〃	3,377,628	H26.6.30	〃	〃	
〃	3,831,513	H26.7.31	〃	〃	
〃	3,401,856	H26.8.29	〃	〃	
〃	3,441,073	H26.9.30	〃	〃	
〃	3,274,968	H26.10.31	〃	〃	
〃	4,836,363	H26.11.28	〃	〃	
〃	3,869,066	H26.12.30	〃	〃	
この頁の小計	44,124,399				
その他の支出					
合計					

※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

中

(その15-1)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

（２） 政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） １．組織活動費　５．その他の事業費 ２．選挙関係費　６．調査研究費 ３．機関紙誌の発行事業費　⑦ 寄附・交付金 ４．宣伝事業費　８．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （　交付金　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
	十億 百万 千 円				
交付金	3,537,711	H26.1.31	日本共産党千葉県中部地区委員会	千葉市花見川区検見川町5-255-１	
〃	3,335,797	H26.2.28	〃	〃	
〃	3,309,298	H26.3.31	〃	〃	
〃	3,276,190	H26.4.30	〃	〃	
〃	3,266,615	H26.5.30	〃	〃	
〃	3,264,343	H26.6.30	〃	〃	
〃	3,336,733	H26.7.31	〃	〃	
〃	3,285,969	H26.8.29	〃	〃	
〃	3,284,057	H26.9.30	〃	〃	
〃	3,264,244	H26.10.31	〃	〃	
〃	3,243,070	H26.11.28	〃	〃	
〃	3,251,335	H26.12.30	〃	〃	
この頁の小計	39,655,362				
その他の支出					
合計					

※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

（２） 政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1．組織活動費　5．その他の事業費 2．選挙関係費　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　(7) 寄附・交付金 4．宣伝事業費　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （　交付金　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
	十億 百万 千 円				
交付金	2,758,102	H26.1.31	日本共産党千葉県西部地区委員会	船橋市二和東6-41-20	
〃	2,619,144	H26.2.28	〃	〃	
〃	2,577,930	H26.3.31	〃	〃	
〃	2,578,164	H26.4.30	〃	〃	
〃	2,588,148	H26.5.30	〃	〃	
〃	2,550,747	H26.6.30	〃	〃	
〃	2,569,385	H26.7.31	〃	〃	
〃	2,560,393	H26.8.29	〃	〃	
〃	2,556,153	H26.9.30	〃	〃	
〃	2,552,199	H26.10.31	〃	〃	
〃	2,541,229	H26.11.28	〃	〃	
〃	2,866,855	H26.12.30	〃	〃	
この頁の小計	31,318,449				
その他の支出					
合計					

※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表（その15-2）へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

（２） 政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） １．組織活動費　５．その他の事業費 ２．選挙関係費　６．調査研究費 ３．機関紙誌の発行事業費　⑦ 寄附・交付金 ４．宣伝事業費　８．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （　交付金　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
交付金		1,	358,	973	H26. 1. 31	日本共産党千葉県市川・浦安地区委員会	市川市八幡2-8-2	
〃		1,	288,	519	H26. 2. 28	〃	〃	
〃		1,	275,	294	H26. 3. 31	〃	〃	
〃		1,	278,	356	H26. 4. 30	〃	〃	
〃		1,	274,	469	H26. 5. 30	〃	〃	
〃		1,	271,	970	H26. 6. 30	〃	〃	
〃		1,	258,	113	H26. 7. 31	〃	〃	
〃		1,	270,	217	H26. 8. 29	〃	〃	
〃		1,	270,	093	H26. 9. 30	〃	〃	
〃		1,	251,	963	H26. 10. 31	〃	〃	
〃		1,	250,	241	H26. 11. 28	〃	〃	
〃		1,	253,	158	H26. 12. 30	〃	〃	
この頁の小計		15,	301,	366				
その他の支出								
合計								

※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

（２） 政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1．組織活動費　5．その他の事業費 2．選挙関係費　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　⑦ 寄附・交付金 4．宣伝事業費　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （　交付金　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
交付金		1,	877,	392	H26.1.31	日本共産党千葉県松戸・鎌ヶ谷地区委員会	松戸市千駄堀1810-2	
〃		1,	740,	248	H26.2.28	〃	〃	
〃		1,	829,	249	H26.3.31	〃	〃	
〃		1,	685,	036	H26.4.30	〃	〃	
〃		1,	762,	155	H26.5.30	〃	〃	
〃		1,	685,	521	H26.6.30	〃	〃	
〃		1,	718,	498	H26.7.31	〃	〃	
〃		1,	695,	507	H26.8.29	〃	〃	
〃		1,	682,	298	H26.9.30	〃	〃	
〃		1,	685,	718	H26.10.31	〃	〃	
〃		1,	699,	918	H26.11.28	〃	〃	
〃		1,	674,	431	H26.12.30	〃	〃	
この頁の小計		20,	735,	971				
その他の支出								
合計								

※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

（２） 政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1．組織活動費　5．その他の事業費 2．選挙関係費　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　(7) 寄附・交付金 4．宣伝事業費　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （　交付金　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
	十億 百万 千 円				
交付金	2,537,471	H26.1.31	日本共産党千葉県東葛地区委員会	柏市増尾台1-2-16	
〃	2,348,636	H26.2.28	〃	〃	
〃	2,340,673	H26.3.31	〃	〃	
〃	2,323,946	H26.4.30	〃	〃	
〃	2,343,710	H26.5.30	〃	〃	
〃	2,308,468	H26.6.30	〃	〃	
〃	2,310,646	H26.7.31	〃	〃	
〃	2,312,696	H26.8.29	〃	〃	
〃	2,325,346	H26.9.30	〃	〃	
〃	2,300,995	H26.10.31	〃	〃	
〃	2,289,784	H26.11.28	〃	〃	
〃	2,335,356	H26.12.30	〃	〃	
この頁の小計	28,077,727				
その他の支出					
合計					

→※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

（２） 政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1．組織活動費　5．その他の事業費 2．選挙関係費　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　(7) 寄附・交付金 4．宣伝事業費　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （　交付金　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
	十億 百万 千 円				
交付金	1,477,685	H26.1.31	日本共産党千葉県印旛地区委員会	佐倉市鏑木町487-5	
〃	1,244,997	H26.2.28	〃	〃	
〃	1,243,675	H26.3.31	〃	〃	
〃	1,345,973	H26.4.30	〃	〃	
〃	1,298,474	H26.5.30	〃	〃	
〃	1,250,460	H26.6.30	〃	〃	
〃	1,251,145	H26.7.31	〃	〃	
〃	1,288,934	H26.8.29	〃	〃	
〃	1,233,353	H26.9.30	〃	〃	
〃	1,288,945	H26.10.31	〃	〃	
〃	1,218,187	H26.11.28	〃	〃	
〃	1,326,446	H26.12.30	〃	〃	
この頁の小計	15,468,274				
その他の支出					
合計					

→※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表（その15-2）へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

（２） 政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1．組織活動費　5．その他の事業費 2．選挙関係費　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　(7) 寄附・交付金 4．宣伝事業費　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （　交付金　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
	十億 百万 千 円				
交付金	1,433,707	H26.1.31	日本共産党千葉県北部委員会	旭市口1404-1	
〃	1,202,232	H26.2.28	〃	〃	
〃	1,168,999	H26.3.31	〃	〃	
〃	1,170,486	H26.4.30	〃	〃	
〃	1,193,224	H26.5.30	〃	〃	
〃	1,175,151	H26.6.30	〃	〃	
〃	1,200,499	H26.7.31	〃	〃	
〃	1,202,123	H26.8.29	〃	〃	
〃	1,187,010	H26.9.30	〃	〃	
〃	1,169,050	H26.10.31	〃	〃	
〃	1,173,719	H26.11.28	〃	〃	
〃	1,175,912	H26.12.30	〃	〃	
この頁の小計	14,452,112				
その他の支出					
合計					

※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表（その15-2）へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

（２） 政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1．組織活動費　5．その他の事業費 2．選挙関係費　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　⑦ 寄附・交付金 4．宣伝事業費　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （　交付金　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
交付金	2,072,060	H26.1.31	日本共産党千葉県東部地区委員会	茂原市高師571-6	
〃	1,818,519	H26.2.28	〃	〃	
〃	1,809,270	H26.3.31	〃	〃	
〃	1,795,310	H26.4.30	〃	〃	
〃	1,774,930	H26.5.30	〃	〃	
〃	1,734,340	H26.6.30	〃	〃	
〃	1,801,934	H26.7.31	〃	〃	
〃	1,817,153	H26.8.29	〃	〃	
〃	1,748,513	H26.9.30	〃	〃	
〃	1,792,392	H26.10.31	〃	〃	
〃	1,759,135	H26.11.28	〃	〃	
〃	1,857,873	H26.12.30	〃	〃	
この頁の小計	21,781,429				
その他の支出					
合計					

※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

（２） 政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1．組織活動費　5．その他の事業費 2．選挙関係費　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　(7) 寄附・交付金 4．宣伝事業費　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （　交付金　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
交付金		1,	119,	780	H26. 1. 31	日本共産党千葉県南部地区委員会	木更津市新宿12-9	
〃			931,	835	H26. 2. 28	〃	〃	
〃			939,	078	H26. 3. 31	〃	〃	
〃			984,	167	H26. 4. 30	〃	〃	
〃			949,	044	H26. 5. 30	〃	〃	
〃			919,	533	H26. 6. 30	〃	〃	
〃			967,	269	H26. 7. 31	〃	〃	
〃			931,	761	H26. 8. 29	〃	〃	
〃			850,	774	H26. 9. 30	〃	〃	
〃			913,	713	H26. 10. 31	〃	〃	
〃			918,	918	H26. 11. 28	〃	〃	
〃		1,	003,	036	H26. 12. 30	〃	〃	
この頁の小計		11,	428,	908				
その他の支出				0				
合計		242,	343,	997				

→※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その16)

（4） 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳

			支出項目	金額 十億	百万	千	円	年月日	交付金の供与を受けた本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備考
			納付金		4,	014,	111	H26. 1. 31	日本共産党中央委員会	東京都渋谷区千駄ヶ谷4-26-7	
			〃		3,	572,	111	H26. 2. 28	〃	〃	
			〃		3,	513,	972	H26. 3. 31	〃	〃	
			〃		3,	367,	717	H26. 4. 30	〃	〃	
			〃		3,	624,	021	H26. 5. 30	〃	〃	
			〃		3,	377,	628	H26. 6. 30	〃	〃	
			〃		3,	831,	513	H26. 7. 31	〃	〃	
			〃		3,	401,	856	H26. 8. 29	〃	〃	
			〃		3,	441,	073	H26. 9. 30	〃	〃	
			〃		3,	274,	968	H26. 10. 31	〃	〃	
			〃		4,	836,	363	H26. 11. 28	〃	〃	
			〃		3,	869,	066	H26. 12. 30	〃	〃	
8	0	0	この頁の小計		44,	124,	399				
9	0	0	合計								

中

(その16)

（4） 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳

			支出項目	金額	年月日	交付金の供与を受けた本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備考
				十億 百万 千 円				
			交付金	3,537,711	H26.1.31	日本共産党千葉県中部地区委員会	千葉市花見川区検見川町5-255-1	
			〃	3,335,797	H26.2.28	〃	〃	
			〃	3,309,298	H26.3.31	〃	〃	
			〃	3,276,190	H26.4.30	〃	〃	
			〃	3,266,615	H26.5.30	〃	〃	
			〃	3,264,343	H26.6.30	〃	〃	
			〃	3,336,733	H26.7.31	〃	〃	
			〃	3,285,969	H26.8.29	〃	〃	
			〃	3,284,057	H26.9.30	〃	〃	
			〃	3,264,244	H26.10.31	〃	〃	
			〃	3,243,070	H26.11.28	〃	〃	
			〃	3,251,335	H26.12.30	〃	〃	
8	0	0	この頁の小計	39,655,362				
9	0	0	合計					

(その16)

（4） 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳

			支出項目	金額 十億	百万	千	円	年月日	交付金の供与を受けた本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備考
			交付金		2,	758,	102	H26. 1. 31	日本共産党千葉県西部地区委員会	船橋市二和東6-41-20	
			〃		2,	619,	144	H26. 2. 28	〃	〃	
			〃		2,	577,	930	H26. 3. 31	〃	〃	
			〃		2,	578,	164	H26. 4. 30	〃	〃	
			〃		2,	588,	148	H26. 5. 30	〃	〃	
			〃		2,	550,	747	H26. 6. 30	〃	〃	
			〃		2,	569,	385	H26. 7. 31	〃	〃	
			〃		2,	560,	393	H26. 8. 29	〃	〃	
			〃		2,	556,	153	H26. 9. 30	〃	〃	
			〃		2,	552,	199	H26. 10. 31	〃	〃	
			〃		2,	541,	229	H26. 11. 28	〃	〃	
			〃		2,	866,	855	H26. 12. 30	〃	〃	
8	0	0	この頁の小計		31,	318,	449				
9	0	0	合計								

(その16)

（4） 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳

			支出項目	金額	年月日	交付金の供与を受けた本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備考
				十億 百万 千 円				
			交付金	1,358,973	H26.1.31	日本共産党千葉県市川・浦安委員会	市川市八幡2-8-2	
			〃	1,288,519	H26.2.28	〃	〃	
			〃	1,275,294	H26.3.31	〃	〃	
			〃	1,278,356	H26.4.30	〃	〃	
			〃	1,274,469	H26.5.30	〃	〃	
			〃	1,271,970	H26.6.30	〃	〃	
			〃	1,258,113	H26.7.31	〃	〃	
			〃	1,270,217	H26.8.29	〃	〃	
			〃	1,270,093	H26.9.30	〃	〃	
			〃	1,251,963	H26.10.31	〃	〃	
			〃	1,250,241	H26.11.28	〃	〃	
			〃	1,253,158	H26.12.30	〃	〃	
8	0	0	この頁の小計	15,301,366				
9	0	0	合計					

（その16）

（4） 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳

			支出項目	金額 十億	百万	千	円	年月日	交付金の供与を受けた本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備考
			交付金		1,	877,	392	H26.1.31	日本共産党千葉県松戸・鎌ヶ谷委員会	松戸市千駄堀1810-2	
			〃		1,	740,	248	H26.2.28	〃	〃	
			〃		1,	829,	249	H26.3.31	〃	〃	
			〃		1,	685,	036	H26.4.30	〃	〃	
			〃		1,	762,	155	H26.5.30	〃	〃	
			〃		1,	685,	521	H26.6.30	〃	〃	
			〃		1,	718,	498	H26.7.31	〃	〃	
			〃		1,	695,	507	H26.8.29	〃	〃	
			〃		1,	682,	298	H26.9.30	〃	〃	
			〃		1,	685,	718	H26.10.31	〃	〃	
			〃		1,	699,	918	H26.11.28	〃	〃	
			〃		1,	674,	431	H26.12.30	〃	〃	
8	0	0	この頁の小計		20,	735,	971				
9	0	0	合計								

（その16）

（4） 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳

			支出項目	金額 十億	百万	千	円	年月日	交付金の供与を受けた本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備考
			交付金		2,	537,	471	H26. 1. 31	日本共産党千葉県東葛地区委員会	柏市増尾台1-2-16	
					2,	348,	636	H26. 2. 28	〃	〃	
			〃		2,	340,	673	H26. 3. 31	〃	〃	
			〃		2,	323,	946	H26. 4. 30	〃	〃	
			〃		2,	343,	710	H26. 5. 30	〃	〃	
			〃		2,	308,	468	H26. 6. 30	〃	〃	
			〃		2,	310,	646	H26. 7. 31	〃	〃	
			〃		2,	312,	696	H26. 8. 29	〃	〃	
			〃		2,	325,	346	H26. 9. 30	〃	〃	
			〃		2,	300,	995	H26. 10. 31	〃	〃	
			〃		2,	289,	784	H26. 11. 28	〃	〃	
			〃		2,	335,	356	H26. 12. 30	〃	〃	
8	0	0	この頁の小計		28,	077,	727				
9	0	0	合計								

（その16）

（4） 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳

			支出項目	金額 十億	百万	千	円	年月日	交付金の供与を受けた本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備考
			交付金		1,	477,	685	H26.1.31	日本共産党千葉県印旛地区委員会	柏市増尾台1-2-16	
			〃		1,	244,	997	H26.2.28	〃	〃	
			〃		1,	243,	675	H26.3.31	〃	〃	
			〃		1,	345,	973	H26.4.30	〃	〃	
			〃		1,	298,	474	H26.5.30	〃	〃	
			〃		1,	250,	460	H26.6.30	〃	〃	
			〃		1,	251,	145	H26.7.31	〃	〃	
			〃		1,	288,	934	H26.8.29	〃	〃	
			〃		1,	233,	353	H26.9.30	〃	〃	
			〃		1,	288,	945	H26.10.31	〃	〃	
			〃		1,	218,	187	H26.11.28	〃	〃	
			〃		1,	326,	446	H26.12.30	〃	〃	
8	0	0	この頁の小計		15,	468,	274				
9	0	0	合計								

(その16)

（4） 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳

			支出項目	金額	年月日	交付金の供与を受けた本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備考
				十億 百万 千 円				
			交付金	1,433,707	H26.1.31	日本共産党千葉県北部地区委員会	旭市ロ1404-1	
			〃	1,202,232	H26.2.28	〃	〃	
			〃	1,168,999	H26.3.31	〃	〃	
			〃	1,170,486	H26.4.30	〃	〃	
			〃	1,193,224	H26.5.30	〃	〃	
			〃	1,175,151	H26.6.30	〃	〃	
			〃	1,200,499	H26.7.31	〃	〃	
			〃	1,202,123	H26.8.29	〃	〃	
			〃	1,187,010	H26.9.30	〃	〃	
			〃	1,169,050	H26.10.31	〃	〃	
			〃	1,173,719	H26.11.28	〃	〃	
			〃	1,175,912	H26.12.30	〃	〃	
8	0	0	この頁の小計	14,452,112				
9	0	0	合計					

(その16)

（4） 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳

			支出項目	金額	年月日	交付金の供与を受けた本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備考
				十億 百万 千 円				
			交付金	2,072,060	H26.1.31	日本共産党千葉県東部地区委員会	茂原市高師571-6	
			〃	1,818,519	H26.2.28	〃	〃	
			〃	1,809,270	H26.3.31	〃	〃	
			〃	1,795,310	H26.4.30	〃	〃	
			〃	1,774,930	H26.5.30	〃	〃	
			〃	1,734,340	H26.6.30	〃	〃	
			〃	1,801,934	H26.7.31	〃	〃	
			〃	1,817,153	H26.8.29	〃	〃	
			〃	1,748,513	H26.9.30	〃	〃	
			〃	1,792,392	H26.10.31	〃	〃	
			〃	1,759,135	H26.11.28	〃	〃	
			〃	1,857,873	H26.12.30	〃	〃	
8	0	0	この頁の小計	21,781,429				
9	0	0	合計					

(その16)

（4） 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳

			支出項目	金額 十億	百万	千	円	年月日	交付金の供与を受けた本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備考
			交付金		1,	119,	780	H26. 1. 31	日本共産党千葉県南部地区委員会	木更津市新宿12-9	
			〃			931,	835	H26. 2. 28	〃	〃	
			〃			939,	078	H26. 3. 31	〃	〃	
			〃			984,	167	H26. 4. 30	〃	〃	
			〃			949,	044	H26. 5. 30	〃	〃	
			〃			919,	533	H26. 6. 30	〃	〃	
			〃			967,	269	H26. 7. 31	〃	〃	
			〃			931,	761	H26. 8. 29	〃	〃	
			〃			850,	774	H26. 9. 30	〃	〃	
			〃			913,	713	H26. 10. 31	〃	〃	
			〃			918,	918	H26. 11. 28	〃	〃	
			〃		1,	003,	036	H26. 12. 30	〃	〃	
8	0	0	この頁の小計		11,	428,	908				
9	0	0	合計		242,	343,	997				

(その17)

資　産　等　の　状　況

全団体必要

1　資産等の総括表

資産等の有無							
資産等の項目別区分	14		16	有 ※注(3)参照 88	無	備考	
ア　土地	0	1	0	☑	☐		
イ　建物	0	2	0	☑	☐		
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	0	3	0	☐	☑		
エ　取得の価額が100万円を超える動産	0	4	0	☑	☐		
オ　預金(普通預金及び当座預金を除く。)若しくは貯金(普通貯金を除く。)又は郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)	0	5	0	☐	☑		
カ　金銭信託	0	6	0	☐	☑		
キ　有価証券	0	7	0	☐	☑		
ク　出資による権利	0	8	0	☐	☑		
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	0	9	0	☐	☑		
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	1	0	0	☐	☑		
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	1	1	0	☐	☑		
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	1	2	0	☐	☑		

注意(1)すべての団体が提出するものであること。
(2)団体としての資産等について記載するものであり、全ての項目について有・無のいずれかに「✓」を付すこと。
(3)「有」欄に✓を付けた資産等については、その内訳を表(その18)に記載すること。

全団体必要

(その18)

2　資産等の項目別内訳

資産等の内訳				項目別区分	(該当する項目に○) (01) 土地　04 動産　07 有価証券　10 敷金 02 建物　05 預金等　08 出資　11 会員権等 03 地上権等　06 金銭信託　09 貸付金　12 借入金					
			摘要	金額 十億	百万	千	円	年月日	備考	
			千葉市中央区登戸町３３３番		2,	889,	190	1961. 9. 25	146. 12㎡	
			いすみ市高谷字台畑		25,	000,	000	1984. 2. 27	7, 466. 62㎡	
			840. 841. 842. 843. 844. 845. 849. 853. 855. 856. 858番							
			いすみ市高谷字台畑			944,	515	1999. 2. 4	858. 65㎡	
			８５７番２、８５７番3、８５７番4、８５７番5							
8	0	0	この頁の小計		28,	833,	705			
9	0	0	合計		28,	833,	705			

注意(1)資産等の項目別区分ごとに別葉とし、必要に応じてコピーすること。
(2)「摘要」欄、「備考」欄等の記載については次のページを参照のこと。

(その18)

2　資産等の項目別内訳

資産等の内訳				項目別区分	(該当する項目に○) 01 土地　04 動産　07 有価証券　10 敷金 (02) 建物　05 預金等　08 出資　11 会員権等 03 地上権等　06 金銭信託　09 貸付金　12 借入金		
			摘要	金額		年月日	備考
			千葉市中央区新千葉3-16-15	30,000,000		1961.9.25	485.35㎡
			いすみ市高谷字台畑840-37	28,000,000		1992.9.1	165.05㎡
8	0	0	この頁の小計	58,000,000			
9	0	0	合計	58,000,000			

注意(1)資産等の項目別区分ごとに別葉とし、必要に応じてコピーすること。
(2)「摘要」欄、「備考」欄等の記載については次のページを参照のこと。

（その18）

2　資産等の項目別内訳

資産等の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 01 土地　(04) 動産　07 有価証券　10 敷金 02 建物　05 預金等　08 出資　11 会員権等 03 地上権等　06 金銭信託　09 貸付金　12 借入金

	摘要	金額	年月日	備考
	宣伝車	5,559,260	H22.8.5	宣伝車1台
800	この頁の小計	5,559,260		
900	合計	5,559,260		

注意(1)資産等の項目別区分ごとに別葉とし、必要に応じてコピーすること。
(2)「摘要」欄、「備考」欄等の記載については次のページを参照のこと。

(その20)

全団体必要

宣　　誓　　書

添　付　書　類（別添のとおり）

☑ 領収書等の写し

☐ 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

※添付した書類の「□」に「✓」を付すこと。

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成 27 年　3月　23日

政治団体の名称　**日本共産党千葉県委員会**

会計責任者の氏名　**松田　義明**　㊞

（以下は解散届提出時のみ記入）

（代表者の氏名　　㊞）

※解散の場合は、解散届も必要となります。

全団体必要